

入院のご案内 手続き・お支払い

入院手続きについて

- 医師から入院の指示を受けた方は、必ず総合受付（1階）にて入院申し込みをしてください。
 - ・ 予約入院の方は、当日指定の時間にお越しください。
 - ・ 緊急入院の方は、入院の説明の通りに入院申し込みを行ってください。
- 入院時（夜間入院等）に受付が済んでいない方は、退院までに1階総合受付にて申し込みを行ってください。

お会計について（退院会計を含む）

- 入院中の請求書は、毎月10日以降にお届けいたします。退院時の請求書は会計の計算終了後にお届けいたします。
- お支払は1階会計窓口にて、原則請求した月内にお願います。
- 土、日、祝祭日に退院される場合は、会計方法を看護師までご相談下さい。
- 退院時のお支払が出来ない場合は、医事課にて対応いたしますので、1階総合受付にお越し下さい。
- 退院の会計は、退院日より前の請求書（お支払いいただいていない方）、保険証等、印鑑をご持参下さい。
- 休日、夜間のお会計は、釣銭のないようご協力ください。
- 入院費の概算は、正確な計算ではありませんので、実際の会計と異なることがあることをご了承ください。
- 領収書は、後日申告等で必要になる場合があります。再発行はできませんので大切に保管してください。紛失された方は領収証明書（1通1,100円）の再発行ができますので1階総合受付にお申し出ください。

*クレジットカードカードが利用できるようになりました。

ご利用いただけるカード



※土日祝日・年末年始及び夜間のご利用はいただけません。

当院の入院費算出方法と注意事項について

当院の入院医療費は、健康保険法の規定により療養費用を算出し、基本的に出来高方式（投薬、注射、手術、処置、検査、リハビリ等の内容に応じて厚生労働省にて定められた診療行為ごとの診療点数を基に合算し医療費を計算する方式）で算出いたします。但し、自費入院（保険の資格が無効である場合も含む）の場合は、当院の規定による算出方法にてお支払いただきます。

※患者様又はご家族等の判断により他の医療機関を当院入院中に受診される場合には、健康保険等の使用ができませんので自費にてお支払下さい。（歯科のみ健康保険が使用できます。）

なお、当院医師の判断により他の医療機関へ受診される場合は、当院にて診療費を負担いたしますので、所定の当院書式書類を他の医療機関へ提出していただいた上で受診して下さい。

入院中、他医療機関へ受診した際の診療費については、複雑になっておりますので、受診される前に必ず看護師にご相談下さい。

高額療養費制度

高額療養費制度とは、医療機関の窓口を支払った医療費の自己負担分が、診療した月の1ヶ月（暦月）に一定の額を超えたとき、申請手続きをすることにより、その超えた分が加入する保険者より後から払い戻される制度です。

但し、医療保険に加入している方で70歳以上75歳未満の方（高齢者受給者証をお持ちの方）と後期高齢者医療保険証をお持ちの方（75歳以上の高齢者もしくは65歳以上の一定の障害のある方）が入院した場合、医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額が上限になります。

※70歳未満の方が入院した場合、予め保険者へ申請手続きをとることで『限度額認定証』等が発行され、医療機関の窓口負担は高額療養費の限度額までの支払いで済ませることが出来ます。但し、対象となるのは保険料の滞納の無い方です。特に手術等を行う予定の方は申請をお勧めいたします。